# 委託業者元従業員による公金着服事案に関する検証及び再発防止について(検証結果の概要)

- ●令和6年4月17日、水道メーター検針・料金収納等業務の委託業者の元従業員が、堺市指定給水装置工事事業者等から収納した給水装置工事に係る加入金、設計審査手数料及び 工事検査手数料を上下水道局庁舎窓口にて着服していた事案が発生しました。
- ●本事案を受け、上下水道局において対策チームを設置し、要因分析・検証及び再発防止に係る取組を行いました。

事案の経緯	
令和6年4月17日	給水装置工事事業者が局窓口で既に納付している加入金、設計審査 手数料及び工事検査手数料(以下「加入金等」)が、局のシステム上 では未納状態となっている事案が判明
	加入金等の窓口収納を委託業者に委託した令和3年10月から令和6年4月12日までの間における、加入金等以外の公金を含めた全ての公金の収納状況を調査
令和6年4月22日	調査の結果、局窓口で収納しているはずの加入金等2,136,700円 (21件)が未納状態となっていることが判明(内訳:加入金 1,799,600円、手数料 337,100円)
	委託業者関係者へのヒアリングにおいて、元従業員(翌日に懲戒解 雇)が着服を自供(自宅に着服分に係る領収済通知書を保管)
令和6年4月26日	着服により未納となっていた加入金等について、委託会社から収納
令和6年4月30日	委託業者が北堺警察署に被害を届出
	加入金等(21件)の支払者に対して今回の事案についての説明を行い、文書の送付
令和6年5月1日	本件について報道提供を実施

## 事案発生の要因

- (1)委託業者における要因
- ① 不正を行うことができた環境上の問題
- ・収納金の日締め処理を元従業員の独断で監視カメラがない履行場所に変更していた。
- ・収納金の日締め・翌営業日における出納取扱金融機関への払込みに係る集計作業を1人の担当者に任せており、 ダブルチェックが実践されていなかった。
- ② 業務フロー上の問題
- ・当日の収納金、収納管理簿、領収書控えの3点突合チェックを行わず、確認すべきポイントが不足していた。
- ③ 委託業者のコーポレートガバナンス上の問題
- ・公金を取り扱う上での従業員教育が不十分であった。また、内部監査が行われていたが不十分であった。
- (2)上下水道局における要因
- ① 委託業務の管理上の問題
- ・日々の公金収納から最終的な本収納までの一連の業務について、毎日の履行確認ができていなかった。
- ・当該業務の内容及び取り扱う公金が複数の部署に関係していたため、担当範囲に不明瞭な部分が存在した。
- ② 収納管理上の問題
- ・組織として、納期限内の収納の有無を確認できていない等、加入金等の債権管理が不十分であった。
- ・水道料金及び下水道使用料以外の公金の窓口収納を委託化するに当たり、着服等の不正発生リスクを十分検証していなかった。

#### 再発防止の主な取組

上下水道局では、今回の事案をふまえ、適正な事務執行に向けて以下のとおり取り組みます。

#### 〈委託業者に対応を求める事項〉

- (1)不正を行うことができた環境の是正(複数人での集計作業、監視カメラ撮影範囲内での作業の徹底等)⇒ 実施済
- (2)業務フローの見直し(領収済通知書に収納管理簿との照合用の付番実施、収納金・収納管理簿・領収書控えの3点突合)⇒ 実施済
- (3)委託業者のガバナンスの強化(従業員への再教育、本社による内部監査体制の強化、電子機器等の活用による収納管理、防犯カメラの追加設置等)⇒ 早期実施予定

## <上下水道局として対応する事項>

- (1)委託業務の管理強化(毎日の収納管理簿写しの確認 ⇒ 実施済 / 抜き打ち検査 ⇒ 実施済、今後も継続実施 / マニュアル整備、所管範囲の明瞭化 ⇒ 早期実施予定)
- (2) 収納管理の適正化(収納状況の定期的な確認等 ⇒ 実施済 / 窓口を介さない加入金等納入システム導入等 ⇒ 令和7年度導入予定)

### 今後継続して検討が必要な課題

- (1) 本委託業務の次期契約における窓口での公金収納業務のあり方を検討します。(窓口収納機能の縮小・廃止、キャッシュレスの推進等)
- (2) 委託業務を含む事務事業全般について、同様のリスクが潜んでいないか総点検を行い抽出したリスクを解消します。